

要配慮者利用施設の 避難確保計画について

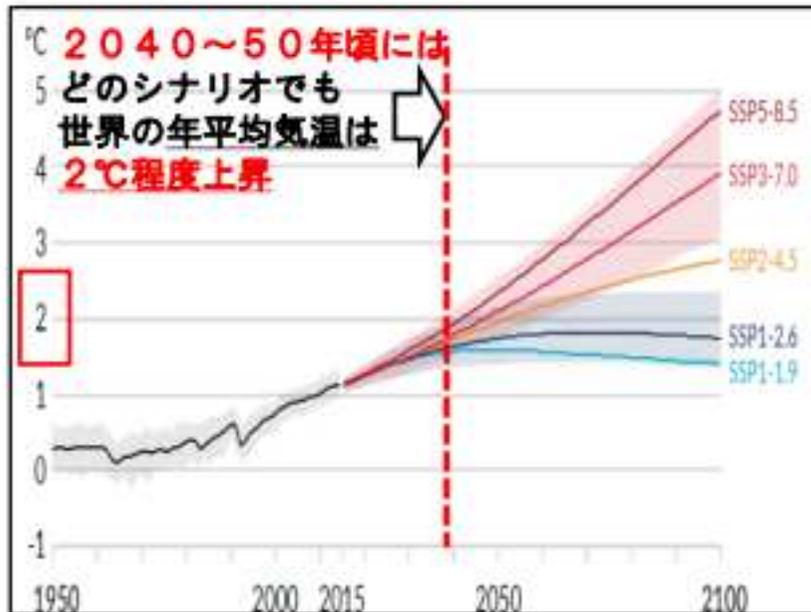
◇気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化

○福岡県では、全国で最多となる6回の「大雨特別警報」が発表され、県内の雨量観測所では、毎年のように過去最大雨量が観測されている。

○国土交通省の試算では、気温が2℃上昇すると、洪水発生頻度が約2倍になる結果

近年の豪雨

	主な被災地域	雨量		最大時間雨量
令和5年7月豪雨	筑後地域・福岡地域南部・筑豊地域南部	507mm (419mm)	24h (7h)	98mm/h
令和3年8月豪雨	筑後地域・福岡地域南部・筑豊地域南部	718.5mm	72h	72mm/h
令和2年7月豪雨	大牟田市・久留米市	727mm	48h	105mm/h
令和元年8月の大雨	八女市・久留米市 朝倉市	422mm (235mm)	24h (6h)	87mm/h
平成30年7月豪雨	県内の広い範囲	602mm	48h	74mm/h
平成29年7月九州北部豪雨	朝倉市・東峰村	894mm (774mm)	54h (9h)	124mm/h



気候変動シナリオ	降雨量 (河川整備の基本とする洪水規模)
2℃上昇相当	約1.1倍

降雨量が約1.1倍となった場合

全国の平均的な傾向【試算結果】	流量	洪水発生頻度
	約1.2倍	約2倍

※流量変化倍率及び洪水発生頻度の変化倍率は一級水系の河川整備の基本とする洪水規模(1/100～1/200)の降雨に降雨量変化倍率を乗じた場合と乗じない場合で算定した、現在と将来の変化倍率の全国平均値

◇避難確保計画の作成と訓練実施の義務(水防法)

○平成29年度改正前の水防法においては、要配慮者利用施設の管理者等には、避難確保計画の作成、これに基づく避難訓練の実施及び自衛水防組織の設置が努力義務として課せられていた。

○平成28年9月の台風10号による豪雨災害では、社会福祉施設が浸水し人的被害が生じるなど、リスクの高い区域に存する要配慮者利用施設における対策の重要性が改めて認識され、これまで努力義務とされていた避難計画の作成等を義務化して、要配慮者利用施設の安全性の向上を図ることとなった。

○また、令和2年7月豪雨災害では、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施していた施設が河川の氾濫によって浸水し、人的被害が生じる事案が発生したことから、令和3年5月の法改正により、要配慮者利用施設の管理者等に市町村長への避難訓練結果の報告が新たに義務付けられた。・市町村長の助言・勧告制度の創設

管理者等による避難確保計画作成等の義務化

	避難確保計画の策定・報告 (H29法改正)	計画に基づく訓練の実施 (H29法改正)	避難訓練結果の報告 (R3法改正)	自治水防組織の設置
改正前	努力義務	努力義務	—	努力義務
現行水防法	 義務	 義務	 義務	努力義務のまま存置 施設の規模が様々であり、義務化によって過重な負担となるおそれがあるため。

◇避難確保計画の作成と訓練実施の義務(土砂災害防止法)

- 土砂災害防止法も同様に、近年は要配慮者利用施設の避難確保計画に関する改正が続く

改正時期	主な改正内容
2001年(H13年) <土砂災害防止法 制定>	<ul style="list-style-type: none">□ 基礎調査の実施および土砂災害警戒区域等の指定による危険の周知□ 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備□ 土砂災害特別警戒区域における住宅等の新規立地の抑制等
2005年(H17年)	<ul style="list-style-type: none">□ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達、土砂災害ハザードマップの配布等を義務付け
2011年(H23年)	<ul style="list-style-type: none">□ 大規模な土砂災害が急迫している場合における緊急調査の実施□ 被害の想定される区域・時期の情報(土砂災害緊急情報)を市町村へ通知、一般へ周知
2015年(H27年)	<ul style="list-style-type: none">□ 基礎調査結果の速やかな公表□ 避難経路を市町村地域防災計画に位置づけるなど、警戒避難体制の強化・充実・土砂災害警戒情報の市町村への通知、一般への周知を義務付け
2017年(H29年)	<ul style="list-style-type: none">□ 要配慮者利用施設における避難確保計画及び計画に基づく避難訓練の実施を施設管理者等へ義務付け
2021年(R3年)	<ul style="list-style-type: none">□ 要配慮者利用施設に対して避難確保計画に関する市町村長の助言・勧告制度の創設□ 避難確保計画に基づく避難訓練の実施報告義務化

平成16年台風等により土砂災害で高齢者等防災上配慮を要する者の被災が顕著

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数、計画作成状況

令和6年9月30日現在

都道府県	対象 要配慮者 利用施設	避難確保計画を 作成している 要配慮者利用 施設の数
北海道	6,133	4,486
青森県	1,388	1,347
岩手県	1,244	1,057
宮城県	2,207	1,936
秋田県	998	966
山形県	1,059	1,046
福島県	1,685	1,305
茨城県	1,283	1,196
栃木県	1,504	1,383
群馬県	1,922	1,889
埼玉県	7,037	6,242
千葉県	2,858	2,441
東京都	8,562	7,379
神奈川県	5,645	4,675
新潟県	3,093	2,913
富山県	1,660	1,519
石川県	1,473	1,372
福井県	1,524	1,514
山梨県	1,196	1,002
長野県	2,442	2,222
岐阜県	2,992	2,606
静岡県	3,862	3,802
愛知県	7,142	5,652
三重県	1,743	1,515

都道府県	対象 要配慮者 利用施設	避難確保計画を 作成している 要配慮者利用 施設の数
滋賀県	1,575	1,375
京都府	2,332	2,186
大阪府	11,740	11,319
兵庫県	5,522	4,710
奈良県	815	665
和歌山県	1,604	1,368
鳥取県	685	653
島根県	988	879
岡山県	3,823	3,371
広島県	3,222	3,045
山口県	1,406	1,297
徳島県	1,824	1,824
香川県	1,135	989
愛媛県	2,189	1,932
高知県	1,274	1,143
福岡県	4,895	3,643
佐賀県	1,756	1,627
長崎県	742	523
熊本県	2,789	2,661
大分県	1,686	1,649
宮崎県	1,901	1,808
鹿児島県	1,564	1,258
沖縄県	55	3
合計	126,174	111,393

福岡県作成率
74.4%